

(仮称)豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例素案

目 次

第1条(目的)	4
第2条(定義)	5
第3条(適用事業)	6
第4条(市の責務)	7
第5条(事業主の責務)	8
第6条(土地所有者の責務)	9
第7条(埋立て等の許可等)	10
第8条(許可の基準等)	11・12
第9条(変更の許可等)	13
第10条(許可の取消し)	14
第11条(説明会の開催等)	15
第12条(書類の閲覧)	16

第 13 条 (着手の届出)	17
第 14 条 (施工基準の遵守)	18
第 15 条 (標識の設置)	19
第 16 条 (完了の届出)	20
第 17 条 (廃止又は休止の届出)	21
第 18 条 (再開の届出)	22
第 19 条 (地位の承継)	23
第 20 条 (帳簿への記載)	24
第 21 条 (土壌の調査及び水質検査)	25・26
第 22 条 (報告の徴収)	27
第 23 条 (立入検査等)	28
第 24 条 (改善勧告)	29
第 25 条 (措置命令等)	30
第 26 条 (土地所有者への勧告)	31
第 27 条 (土地所有者への命令)	32

第 28 条 (代執行) . . . . .	3 3
第 29 条 (公表) . . . . .	3 4
第 30 条 (委任) . . . . .	3 5
第 31 条・第 32 条・第 33 条 (罰則) . . . . .	3 6
附則 . . . . .	3 7

(目的)

第1条 この条例は、砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等について必要な規制を行うことにより、市、事業主等の責務を明らかにするとともに、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

解説

- 1 本条は、この条例を定めたものであり、本条例の解釈及び運用は、この目的規定を基本として行われることとなります。
- 2 この条例は、砂利及び土砂等の無秩序な採取又は土砂等による無秩序な埋立て等を防止することを目的としており、砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等そのものを防止するものではありません。
- 3 本条例で規制する行為の種類は、現状の形状変更に伴う砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等です。
- 4 災害の防止とは、無秩序な砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等によって生じる土壌汚染や土砂等の崩落等の防止を想定しています。また、生活環境の保全とは、砂利採取及び土砂等の採取又は埋立て等によって発生する騒音、振動、粉じん以外にも自然環境を含む良好な生活環境の確保をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 砂利採取 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条及び第20条第1項の規定による許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をして行うべき砂利の採取をいう。
- (2) 土砂等 土、砂その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 埋立て等 土砂による土地の埋立て及び盛土をする行為をいう。
- (4) 土砂等の採取 土砂等を利用する目的をもって土地を堀削し、又は土地利用に伴って発生する土砂等を他に移動する行為をいう。
- (5) 土地の埋立て等 埋立て等又は砂利及び土砂等の採取を行う行為をいう。
- (6) 土砂等による土地の埋立て等 土砂等を他から移動して行う土地の埋立て等をいう。
- (7) 事業区域 土地の埋立て等に供される土地の範囲(進入路及び排水施設の敷地その他当該埋立て等の用に供される土地の区域を含む。)をいう。
- (8) 事業主 請負契約の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事を行う者をいう。
- (9) 隣接地権者等 事業区域の土地に隣接する土地の所有者及び当該土地に関して用益権を有する者をいう。

解説

- 1 本条例における用語の定義を定めています。
- 2 砂利とは、岩石が風化崩壊し、流水その他の摩耗作用によってできた丸みを持つ粗粒をいいます。
- 3 土砂とは、砂、れき、砂質土、粘土などをいい、岩石や化石などの自然物を含めて土砂等といい、有価物か無価物かは問いません。
- 4 土地の埋立て等とは、砂利及び土砂等の採取を含みます。
- 5 事業区域とは保安区域を含みますが、進入路や現場事務所の敷地等は含みません。
- 6 用益権とは、土地所有者以外の方が使用するための権利で、ここでは地上権、永小作権、地役権、賃借権、及び採石権をいいます。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上又は500立方メートル以上の土地の埋立て等(500平方メートルに満たない事業であっても、その区域に隣接又は近接する土地において、同一の事業主が当該事業を施工しようとする土地の埋立て等の面積又は施工する日前3年以内に事業が施工され、若しくは施工中の事業の土地の埋立て等の面積を合算して500平方メートル以上になるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う場合

(2) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合

解説

1 本条例を適用する土地の埋立て等の範囲を定めています。

2 規制の対象となるのは、500平方メートル以上又は500立方メートルの土地の埋立て等です。なお、500平方メートル以上又は500立方メートル未満であっても隣接又は近接する土地において土地の埋立て等を行う予定がある場合や3年以内に施工中あるいは施工済みである場合は、それらの面積を合算

して500平方メートル以上であれば規制の対象になります。

3 近接する土地とは、道路や水路など公共用地を間に挟んだ土地をいいます。

4 公共事業に使用される土砂等については、発注者が責任をもって土地の埋立て等を実施するため、無秩序に行われることはないと判断し、適用除外としました。

なお、公共事業から発生する土砂等による埋立て等については、当該工事の請負人が土砂等を発生させる者となり、規制の対象となります。

(市の責務)

第4条 市長は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。

解説

- 1 市の基本的な責務を明らかにしました。
- 2 市では定期的なパトロール、事業主の指導、普及啓発活動等を実施し、市内での土地の埋立て等が適正に行われるよう努めます。

( 事業主の責務 )

第 5 条 事業主は、土地の埋立て等を行うときは、隣接地権者等及び当該事業区域の境界から 300メートル以内の土地に現に居住する住民(以下「周辺住民」という。)の理解を得るよう努めるとともに、土壌汚染及び災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、当該土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主は、当該土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。

解説

1 土地の埋立て等を行う事業主の責務を明らかにしました。

2 土地の埋立て等を施工する場合は、この条例による基準を遵守し、無秩序な土地の埋立て等とならないようにしなければなりません。

(土地所有者の責務)

第6条 土地所有者は、事業主に土地を提供しようとするときは、当該土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認しなければならない。

2 前項の確認において、土壌の汚染が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業主に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

3 土地所有者は、事業主が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業主に代わりその措置を講じなければならない。

4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。

解説

1 土地所有者の責務を明らかにしました。

2 土地所有者は、住民の安全と良好な生活環境の確保に関して基本的な責務があることを認識したうえで土地を提供する必要があります。

(埋立て等の許可等)

第7条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 事業主は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業主の氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業計画

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 事業主は、前項の申請をしようとするときは、次の図書を添付しなければならない。

(1) 土地所有者等の土地の埋立て等についての同意書

(2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書

(3) その他規則で定める図書

4 事業主は、許可を受けた後でなければ、当該行為に係る認可の申請及び届出を行ってはならない。

#### 解説

1 本条は土地の埋立て等についての許可制度の規定です。

2 事業主は、事業を開始する前に市長の許可をとらなければなりません。

3 許可申請書に必要事項を記載し、必要図書を添付して申請しなければなりません。

(許可の基準等)

第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質(土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が、規則で定める基準に適合していないとき。

(2) 土地の埋立て等が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するとき。

(3) 規則で定める施工基準に適合していないとき。

(4) 土地の埋立て等に伴う災害の発生のおそれがあるとき。

(5) 埋立て等に用いる土砂等の発生場所が特定されていないとき。

2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が、別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条の規定に基づく勧告又は第25条の規定に基づく命令を受けているとき、若しくは必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。

3 市長は、前条第1項の許可に当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付けることができる。

解説

1 本条は、許可を行う際の基準についての規定です。

2 土地の埋立て等に使用できる土砂等の性質については、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土に該当しなければなりません。

3 有害物質による汚染の状態に関する基準については、土壤汚染に係る環境基準に準じて設定しました。

- 4 施行規則において、施工基準で災害防止や保安対策等について規定しています。
- 5 災害に対する十分な対策を講じていない場合や、十分な対策を講じていても災害が発生する恐れがある場合は許可しないことを規定しています。

(変更の許可等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に、市長に届け出なければならない。

解説

1 本条は、土地の埋立て等の変更許可についての規定です。

2 既に許可を受けていても事業区域の面積や期間など、計画の内容に変更が生じる場合には、あらかじめ変更内容について許可が必要です。

なお、許可を受けた者の氏名や住所の変更など、計画の内容に変更が生じない軽微な場合は、届出で足りることとしています。

(許可の取消し)

第10条 市長は、事業主が、偽りその他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けたと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

解説

- 1 本条は、許可の取消しについての規定です。
- 2 不正な手段で許可を受けたときは、許可を取り消すことができることとしていいます。

(説明会の開催等)

- 第11条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び周辺住民に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。
- 2 事業主は、前項の規定にかかわらず、3分の2以上の隣接地権者等又は3分の2以上の周辺住民の世帯主から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、これに応じなければならない。
- 3 事業主は、前2項に規定する説明会において取得した個人情報については、豊明市個人情報保護条例(平成16年豊明市条例第25号)の市の実施機関の例により、取得、保有、管理等するものとし、この条例の施行の限度において利用することができる。

解説

- 1 本条は、周辺住民等に対する説明方法などについて規定しています。
- 2 事業主は、隣接地権者等及び周辺住民に対して説明会を開催しなければなりません。
- また、許可申請の前後を問わず、3分の2以上の隣接地権者等又は3分の2以上の周辺住民の世帯主から説明会開催の申出があるときは、説明会を開催しなければなりません。

(書類の閲覧)

第12条 市長は、第7条第2項に定める申請書の写しその他規則で定める書類について、閲覧の請求があったときは、これを閲覧させることができる。

解説

- 1 本条は、許可申請書その他の書類の閲覧について規定しています。
- 2 許可申請書、変更許可申請書、変更届出書などの書類について、閲覧請求があったときは閲覧させることができることとしています。
- 3 閲覧請求の方法は、豊明市情報公開条例第6条の規定により行うこととします。

(着手の届出)

第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

解説

- 1 本条は、着手の届出義務について規定しています。
- 2 事業に着手する日の7日前までに着手届を提出しなければなりません。

(施工基準の遵守)

第14条 事業主は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた土地の埋立て等を行うときは、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。

解説

- 1 本条は、施工基準の遵守について規定しています。
- 2 施工基準では、掘削、災害防止、保安対策、緑化対策、埋立ての技術上の基準等について定めています。

( 標識の設置 )

第 15 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた者は、土地の埋立て等の施工期間中、事業区域の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

2 第 9 条第 1 項の変更の許可を受けた者は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなくてはならない。

解説

1 本条は、許可を受けた者の標識の設置義務について規定しています。

2 事業区域の周辺住民等に対して、土地の埋立て等の概要を周知するため標識を設置しなければなりません。

3 標識の大きさは、縦 70 センチメートル以上、横 100 センチメートル以上とし、搬入車両の出入口付近などの見やすい場所に設置してください。

(完了の届出)

第16条 第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを遅滞なく確認しなければならない。

解説

1 本条は、完了の届出義務について規定しています。

2 事業が完了した日から14日以内に完了届出書を提出しなければなりません。なお、事実発生日を第1日とします。

( 廃止又は休止の届出 )

第 17 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 14 日以内に市長に届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

解説

1 本条は、廃止又は休止の届出義務について規定しています。

2 事業を廃止又は休止した日から 14 日以内に廃止・休止届け出書を提出しなければなりません。なお、事実発生日を第 1 日とします。

(再開の届出)

第18条 許可を受けた者は、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。

解説

- 1 本条は、再開の届出義務について規定しています。
- 2 事業を再開する日の7日前までに再開届出書を提出しなければなりません。

(地位の承継)

第19条 許可を受けた者について、相続、合併、分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）又は当該許可に係る土地の埋立て等の譲渡があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人又は当該土地の埋立て等の譲渡に係る譲受人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。

解説

- 1 本条は、許可を受けた者の地位の承継について規定しています。
- 2 相続及び分割があった場合には、土地の埋立て等を行う権原全部を承継することのみを認めることとします。
- 3 土地の埋立て等を行う権原の譲渡があった場合は、この条例においては承継を認めていません。

(帳簿への記載)

第20条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

解説

- 1 本条は、許可を受けた者に対する搬入土砂等の数量等の台帳への記載義務について規定しています。
- 2 許可を受けた者は、搬入日ごとに搬入時刻、搬入車両登録番号、土砂等の数量などを施工管理台帳に記載しなければなりません。

( 土壌の調査及び水質検査 )

第 2 1 条 許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等による土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から 3 月ごとの各期間( 当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間 ) ごとに、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等による土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から 1 月ごとの各期間 ( 当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間 ) に、当該許可に係る事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を規則で定めるところにより行い、その結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、許可を受けた者に対し、土砂等による土地の埋立て等が完了し又は廃止した後に、事業区域付近で地下水の異常が発生した場合、地下水の水質検査を規則で定めるところにより行わせ、その結果を提出するように求めることができる。

解説

- 1 本条は、許可を受けた者に対する土壌調査及び水質検査について、報告する義務について規定しています。
- 2 許可を受けた者は、着手から完了 ( 廃止・休止 ) までの間、3 月の期間ごとにその間に使用された土砂等について土壌調査を実施し、市長に報告する義務があります。

- 3 許可を受けた者は、着手から完了（廃止・休止）までの間、1月の期間ごとにその間に事業区域外に排出される水について水質検査を実施し、市長に報告する義務があります。
- 4 市長は、事業区域付近で地下水に異常が発生した場合に、許可を受けた者に対して、その地下水の水質検査を実施するよう指示し、検査結果を提出するよう求めることができることとしています。

( 報告の徴収 )

第 2 2 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主に対し、土地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

解説

- 1 本条は、報告の徴収について規定しています。
- 2 市長は、土地の埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか報告を求めることができることとしています。

(立入検査等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

解説

1 本条は、立入検査について規定しています。

2 市長は、土地の埋立て等の施工に関し、計画に沿って行われているか確認するため、立入検査ができることとしています。

(改善勧告)

第24条 市長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善すべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第3項に規定する許可の条件に違反して埋立て等を行っているとき。
- (2) 第9条第3項の規定による届出をしないとき。
- (3) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。
- (4) 第13条の規定による届出をしないとき。
- (5) 第14条に規定する施工基準に違反して、事業を行っているとき。
- (6) 第15条の規定による標識を設置し、又は変更しないとき。
- (7) 第16条第1項の規定による届出をしないとき。
- (8) 第17条第1項の規定による届出をしないとき。
- (9) 第18条の規定による届出をしないとき。
- (10) 第19条第2項の規定による届出をしないとき。
- (11) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (12) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (13) 第23条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条の規定による質問に答えず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

解説

- 1 本条は、改善勧告について規定しています。
- 2 市長は、許可を受けた土地の埋立て等が許可基準に適合しない場合には、改善するよう勧告することができることとしています。

(措置命令等)

第25条 市長は、前条第1号又は第5号の勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施工している事業主又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害防止のため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

3 市長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

解説

- 1 本条は、土地の埋立て等に係る措置命令について規定しています。
- 2 許可の基準や許可の条件に違反して改善勧告を受けたにもかかわらず改善していない場合や無許可で土地の埋立て等を施工している場合は、土地の埋立て等の中止、土砂等の除去、原状回復等の措置をとるよう命じることができることとしています。
- 3 風水害や地震などにより土砂等の崩落や流出の危険が想定され、速やかに危険を回避しなければならない場合は、土地の埋立て等の停止、災害防止のための必要な措置をとるよう命じることができることとしています。

(土地所有者への勧告)

第26条 市長は、事業主が、前条第1項及び第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

解説

- 1 本条は、土地所有者への勧告について規定しています。
- 2 事業主が措置命令に従わないときは、土地所有者に対して土砂等の除去や原状回復等をするよう勧告することができることとしています。

(土地所有者への命令)

第27条 市長は、土地所有者が、前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命じることができる。

解説

- 1 本条は、土地所有者への命令について規定しています。
- 2 土地所有者が第26条の勧告に従わないときは、土砂等の除去や原状回復等を命令することができることとしています。

(代執行)

第 28 条 市長は、第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定に基づき、代執行をすることができる。

解説

- 1 本条は、代執行について規定しています。
- 2 事業主が措置命令を受け、それを履行しない場合は、行政代執行法の規定に基づき、代執行をすることができることとしています。

(公表)

第29条 市長は、事業主が、第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、その氏名又は名称及び住所若しくは主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びにその事実を公表することができる。

解説

- 1 本条は、命令違反があつた場合の氏名等の公表について規定しています。
- 2 市長は、事業主が措置命令に違反した場合は、氏名等を公表することができることとしています。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

解説

- 1 本条は、施行に関する事項を規則で定めることを規定しています。

( 罰則 )

第 3 1 条 第 2 5 条の規定に基づく命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。

2 第 2 4 条第 1 1 号の規定に基づく勧告に従わない者は、5 0 万円以下の罰金に処する。

3 第 2 4 条第 3 号、第 1 2 号又は第 1 3 号の規定に基づく勧告に従わない者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

第 3 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第 3 3 条 第 2 4 条第 2 号、第 4 号又は第 6 号から第 1 0 号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5 万円以下の過料に処する。

解説

1 第 3 1 条、第 3 2 条及び第 3 3 条は、罰則について規定しています。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等については、この条例の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て行為等の事業主は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して30日以内に当該事業区域ごとに、規則で定める届出書を市長に届け出なければならない。
- 4 前項に規定する届出書に変更があるときは、変更した日から14日以内に、規則で定める届出書を市長に届け出なければならない。
- 5 この条例の施行の際、現に着手している土地の埋立て等について、当該事業区域が第4項の届出の内容と比較して500平方メートル以上拡大されたときは、施行日以後に拡大された事業区域については、第2項の規定にかかわらず、この条例の規定を適用する。

## 解説

- 1 附則では、条例施行日及び経過措置について規定しています。
- 2 条例施行日において既に土地の埋立て等に着手している場合は、この条例の規定を適用しないこととしています。
- 3 条例施行日において既に土地の埋立て等に着手している場合は、条例施行日から30日以内に施工事業届出書を提出しなければなりません。  
また、届出内容に変更が生じたときは、変更した日から14日以内に施工事業変更届出書を提出しなければなりません。
- 4 条例施工日において既に土地の埋立て等を施工している場合であっても、条例施工日以後に事業区域を500平方メートル以上拡大する場合は、その

拡大する事業区域について許可が必要となります。